

## 指定居宅サービス事業者、指定障がい福祉サービス事業者等への指導状況

## 1 令和6年度（2024年度）運営指導等実施状況

対象事業者		対象事業数 ※	実施事業数
介護	指定居宅サービス事業者等（地域密着型サービス・施設サービス・有料老人ホーム等を含む）	1,163	166
障がい	指定障がい福祉サービス事業者等（地域生活支援事業を含む）	648	112
障がい	指定障がい児通所支援事業者	173	23

※各事業者が実施しているサービス事業数の合計を計上しています。

## 2 運営指導等における主な指導事項

対象事業者別	指導事項
介護・障がい	重要事項説明書の内容と運営規程の内容が相違している。
介護・障がい	個人情報の使用について、利用者の家族から文書による同意が得られていない。
介護	苦情台帳が整備されていない。
介護	苦情等が記録されていない。
介護	従業者への研修が実施されていない。
介護	研修計画が策定されていない。
障がい	市町村に契約内容の報告が行われていない。
障がい	勤務予定（実績）表の記載内容が不十分である。
障がい	継続的に定員を超過した利用者の受け入れが行われている。（児童発達支援・放課後等デイサービス）
障がい	個別支援計画の作成に係る会議（個別支援会議）の記録内容が不十分である。
障がい	利用者に対する介護給付費等の額の通知が行われていない。

※ 指導事項については、事業者から提出される改善報告書及び事業所への訪問等により、当該事項の改善状況を確認しています。

## 3 運営指導等における主な報酬返還事由

対象事業者別	報酬返還事由
介護	サービス担当者会議が行われていない、アセスメントやモニタリングの不備など運営基準を満たしていない。（運営基準減算）
介護	協力医療機関と定期的な会議を開催していないにもかかわらず協力医療機関連携加算が算定されている。
障がい	個別支援計画が作成されていない期間がある。（個別支援計画未作成減算）
障がい	利用児童数に応じた基準人員が配置されていない日に児童指導員等加配加算が算定されている。

※ 報酬の返還については、事業者から提出される点検結果一覧表等により、返還の状況を確認しています。